

【別記1】

1 次のAとBを結んだ線、CとDを結んだ線、E、F、Gを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

2 次のBからCに至る南東に面した海岸線の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域

基点

A 周南市富田川河口右岸角

B 周南市仙島洲鼻北東端

C 周南市黒髪島西貯水槽跡に設置した標柱

D 周南市大津島三ツ石地先松子に設置した標識

E 周南市大津島天狗岩南西端

F 防府市と周南市との最大高潮時海岸線における境界点と防府市野島天石鼻西端とを結んだ線と周南市大津島天狗岩南西端から周南市宮市子（高）を見通した線との交点

G 防府市と周南市との最大高潮時海岸線における境界点

【別記2】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの点を順次結んだ線によって囲まれた海域

イ 宇部市大字東岐波丸尾崎突端と大分県宇佐市長洲長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と宇部市亀ヶ瀬灯標と山口市竹島南端とを結ぶ線との交点

ロ 宇部市亀ヶ瀬灯標

ハ 宇部市亀ヶ瀬灯標と福岡県北九州市鶴ヶ巣山頂上とを結ぶ線と山陽小野田市大字小野田本山岬南端と福岡県行橋市蓑島山頂上とを結ぶ線との交点

ニ 福岡県行橋市蓑島山頂上と山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点

ホ 宇部市大字東岐波丸尾崎突端と大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点とを結ぶ線と、宇部市宇部岬漁港防波堤灯標と大分県宇佐市長洲長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線との交点

ヘ 宇部市大字東岐波丸尾崎突端と大分県宇佐市長洲長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と宇部市宇部岬漁港防波堤灯標と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点

【別記3】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、Dを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 防府市と周南市との最大高潮時海岸線における境界点

基点B 防府市野島天石鼻西端

基点C 防府市沖島洲崎東端

基点D 下松市と光市との最大高潮時海岸線における境界点

点イ AとBとを結んだ線と周南市馬島金ヶ崎南端と防府市向島タズノ鼻南端とを結んだ線との交点

点ロ Cと周南市岩島南端とを結んだ線と同市馬島金ヶ崎南端と大分県東国東郡姫島村姫島東端とを結んだ線との交点

- 点ハ 防府市野島定兼鼻南端と光市牛島黒岳南端とを結んだ線(以下「A線」という)と周南市馬島金ヶ崎南端と大分県東国東郡姫島村姫島東端とを結んだ線との交点
点ニ A線とDから199度の線の交点

【別記4】

A漁場

- 次のA、イ、ロ、ハ、Dを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点A 防府市大字西浦地蔵鼻南端に設置した標柱
基点B 防府市向島牛ヶ頸南端
基点C 防府市向島タズノ鼻南端
基点D 防府市と周南市との最大高潮時海岸線における境界点
点イ Aと防府市佐波島頂上とを結んだ線とBと宇部市八王寺町宇部岬漁港八号護岸南東端とを結んだ線との交点
点ロ Cから180度1,000メートルの点
点ハ Dと防府市野島天石鼻西端とを結んだ線とCと周南市大津島丸山鼻北端とを結んだ線との交点

B漁場

防府市佐波島頂上を中心とした半径800メートルの円周によって囲まれた区域

【別記5】

A漁場

- 次のA、イ、ロ、Bを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点A 防府市大字西浦地蔵鼻南端に設置した標柱
基点B 山口市秋穂東日地山と同市秋穂東小浜山との最大高潮時海岸線における境界に設置した標識
点イ Aと防府市佐波島頂上とを結んだ線と同市向島牛ヶ頸南端と宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端とを結んだ線(以下「A線」という)との交点
点ロ Bから180度の線とA線との交点

B漁場

防府市佐波島頂上を中心とした半径800メートルの円周によって囲まれた区域

〈備考〉 共第68号、共第70号の区域

【別記6】

- 次のA線及びB線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた山口県内海
A線 次のイとロを結んだ線とロから180度の線の二直線による線
イ 宇部市大字東岐波月崎南端
ロ イと山口市竹島南西端とを結んだ線と同市秋穂二島幸崎西端と同市深溝藤尾鼻東端とを結んだ線の中央点から183度の線との交点
B線 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識から180度の線

【別記7】

次のA線、B線及びイとロを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた山口県内海

A線 宇部市宇部ソーダ埋立地南端から180度の線

B線 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識から180度の線

点イ 厚東川左岸南西端

点ロ 厚東川河口西沖干拓護岸南東端

【別記8】

次のA、イ、ロ、Bを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端

基点B 山陽小野田市大字西高泊繩地ヶ鼻

点イ 基点Aと福岡県行橋市蓑島山頂上を結んだ線上の基点Aから5,000メートルの点

点ロ 基点Aと福岡県北九州市門司区網の鼻東端を結んだ線の中央点

【別記9】

徳山湾の島しょ部を含む最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域

ただし、仙島のうち、周南市竹島南端と仙島水ヶ浦を結ぶ線、仙島洲鼻と富田川右岸を結ぶ線

及び陸岸とによって囲まれた区域、並びに危険物積載船舶停泊場所を除く。

○徳山湾

周南市大字戸田鍋地鼻から周南市横島北端を結んだ線、横島南端と大津島丸山崎を結んだ線、
大津島馬島水揚鼻と周南市岩島北端及び周南市大字給島西端を結んだ線と最大高潮時海岸線
とによって囲まれた区域

【別記10】

次のAから防府市佐波島頂上を見通した線と、Bから防府市野島天石鼻西端を見通した線との
間の、防府市佐波島及び同市野島を除いた島しょ部を含む最大高潮時海岸線から1,000メー
トル以内の海域

点A 防府市大字西浦地蔵鼻南端に設置した標柱

点B 防府市と周南市との最大高潮時海岸線における境界点

【別記11】

次のト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ゾ、トの各点を順次結んだ線によって囲
まれた区域

基点P 下関市長府港町三号埋立地護岸東端

基点Q 下関市長府港町中国電力株式会社下関火力発電所護岸東端

点ト Pから125度2,030メートルの点

点チ Pから125度2,100メートルの点

点リ Qから111度50分1,300メートルの点

点ヌ Qから113度40分1, 300メートルの点
点ル Qから115度1, 295メートルの点
点ヲ Qから115度35分1, 280メートルの点
点ワ Qから120度10分1, 315メートルの点
点カ Qから120度40分1, 290メートルの点
点ヨ Qから119度30分1, 290メートルの点
点タ Qから115度35分1, 260メートルの点
点レ Qから114度15分1, 230メートルの点
点ゾ Qから112度45分1, 225メートルの点

【別記12】

次のAとイを結んだ線、イから180度の線及びBから180度の線で囲まれた島しょ部を含む最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域

基点A 山口市秋穂東秋穂漁港筈倉護岸B南西端
基点B 山口市秋穂東日地山と小浜山との最大高潮時海岸線における境界に設置した標識
点イ Aから270度、300メートルの点

【別記13】

次のAからイを結んだ線及びイから183度の線、Bからロを結んだ線及びロから180度の線で囲まれた島しょ部を含む最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域

基点A 山口市秋穂二島幸崎西端
基点B 山口市秋穂東秋穂漁港筈倉護岸B南西端
点イ Aから山口市深溝藤尾鼻東端を見通した線の中央点
点ロ Bから270度、300メートルの点

【別記14】

次のイから福岡県行橋市蓑島山頂上を見通した線と、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線との間の島しょ部を含む最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

イ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端
ロ 下関市長府扇町長府4号地東端
ハ 下関市満珠島東端
ニ 福岡県北九州市門司区部埼灯台

【別記15】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、Jを順次結んだ線、KとLとを結んだ線及びYとZとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次のM、ホ、ヘ、ト、チ、O、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、Wを順次結んだ線（リとヌとの間にあっては、OからXまでの間の最大高潮時海岸線に沿った500メートル沖の線とする。）と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

- 基点A 防府市と周南市との最大高潮時海岸線における境界点
基点B 防府市野島天石鼻西端
基点C 周南市馬島金ヶ崎南端
基点D 防府市向島タズノ鼻南端
基点E 防府市沖島洲崎東端
基点F 周南市岩島南端
基点G 大分県東国東郡姫島村姫島東端
基点H 防府市野島翁多鼻南端
基点I 光市牛島黒岳南端
基点J 光市大字浅江字懸山周南流域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ
89. 5メートルの点に設置した標柱
基点K 下松市大字末武中荒神大橋右岸南角
基点L 下松市大字末武中荒神大橋左岸南角
基点M 周南市渚町4900番地4株式会社トクヤマ南陽工場北西端に設置した標識
基点N 周南市渚町4900番地4株式会社トクヤマ南陽工場南西端に設置した標識
基点O 周南市仙島州鼻南東端
基点P 周南市蛇島西端
基点Q 周南市新宮町出光興産株式会社徳山精油所西桟橋9号埋立地南西端
基点R 周南市由加町出光石油化学株式会社第2桟橋突端
基点S 周南市仙島州鼻北端
基点T 周南市新宮町出光興産株式会社徳山精油所石油タンク東端とUとを結んだ線と護岸
との交点に設置した標識
基点U 周南市大字給島東端
基点V 周南市樺島南端
基点W 周南市大字大島漁人鼻北端
基点X 周南市仙島国有林四三林班いの一林小班の東端に設置した標柱
基点Y 周南市大字櫛ヶ浜南堀川橋南岸
基点Z 周南市大字櫛ヶ浜南堀川橋北岸
点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点
点ロ CとGとを結んだ線とEとFとを結んだ線との交点
点ハ CとGとを結んだ線とHとIとを結んだ線との交点
点ニ HとIとを結んだ線とJから199度の線との交点
点ホ Mから275度95メートルの点
点ヘ Nから275度95メートルの点
点ト ホからへを見通した線上ホから750メートルの点
点チ Oから48度30分595メートルの点
点リ Oから111度30分500メートルの点
点ヌ Pから307度2, 610メートルの点
点ル Pから307度1, 540メートルの点

- 点ヲ Pから317度30分1, 710メートルの点
点ワ Pから344度30分650メートルの点
点カ PとQとを結んだ線とRとSとを結んだ線との交点
点ヨ RとSとを結んだ線とTとUとを結んだ線との交点
点タ TとUとを結んだ線とVとWとを結んだ線との交点

【別記16】

次のA線、B線によりはさまれた山口県内海。ただし、第1種、第2種共同漁業権設定区域は除く。

A線：山口市秋穂二島岩屋鼻南端と周防灘航路第2号バーチャルAIS航路標識（世界測地系：北緯33度49分22秒東経131度23分39秒、日本測地系：北緯33度49分10秒東経131度23分48秒）を結んだ線及びその延長線

B線：防府市向島タズノ鼻南端と周防灘航路第4号バーチャルAIS航路標識（世界測地系：北緯33度47分18秒東経131度35分27秒、日本測地系：北緯33度47分6秒東経131度35分36秒）を結んだ線及びその延長線

【別記17】

①の区域

次のアとイを結んだ線、イからウに至る下松市笠戸島の北西に面した海岸線の最大高潮時海岸線、ウ、エ、オを順次結んだ線及びオからアに至る周南市大字大島の南東に面した海岸線の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア 周南市大字大島鍋尻岬
イ 下松市笠戸島大城岬
ウ 下松市笠戸島火振岬
エ ウの点から防府市野島定兼南端を見通した線と古島南端から姫島灯台を見通した線との交点
オ 周南市大字大島竜宮岬

②の区域

次のアとイを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア 下松市笠戸島鎌石岬
イ 下松市笠戸島モ崎

【別記18】

①の区域

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア 周南市給島宮ノ鼻
イ 周南市出光興産徳山精油所シーバース
ウ 周南市大字大島八合山頂上
エ 周南市給島頂上

②の区域

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア 周南市大津島丸山鼻
- イ 周南市蛙島頂上
- ウ 周南市樺島頂上
- エ 周南市大津島銭橋ノ岬

③の区域

次のアとイを結んだ線、ウ、エ、オ、カを順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア 周南市大津島銭橋ノ岬
- イ 周南市洲島北端
- ウ 周南市洲島南端
- エ ウの点と防府市野島ホコ島とを結んだ線と周南市古島南端と防府市向島赤崎とを結んだ線（以下「A線」という。）との交点
- オ 周南市戸田赤崎とカの点とを結んだ線の延長線とA線との交点
- カ 周南市大津島水尻岬

④の区域

次のア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア 周南市大津島水尻岬
- イ アの点と周南市戸田赤崎とを結んだ線と同市大津島北西端と同市大津島五ツ島東端とを結んだ線との交点
- ウ 周南市大津島北西端

⑤の区域

次のアとイを結んだ線、イからウに至る下松市笠戸島の北西に面した海岸線の最大高潮時海岸線、ウ、エ、オを順次結んだ線及びオからアに至る周南市大字大島の南東に面した海岸線の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア 周南市大字大島鍋尻岬
- イ 下松市笠戸島大城岬
- ウ 下松市笠戸島火振岬
- エ ウの点から防府市野島定兼南端を見通した線と古島南端から姫島灯台を見通した線との交点
- オ 周南市大字大島竜宮岬

【別記19】

次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- ア 防府市向島翁崎東端
- イ 点アと防府市野島南端を結んだ線上点アから1,000メートルの点
- ウ 点エと防府市野島南端を結んだ線上点エから1,000メートルの点
- エ 防府市大字向島字源蔵尾365番地向島石材（株）桟橋北東角

【別記20】

- 次のア、イ、ウ、エの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
ただし、最大高潮時海岸線から100m以内の区域は除く
- ア 防府市中関西泊灯台
イ アと大分県国東市琵琶埼灯台を結んだ線と山口市秋穂東赤石鼻と防府市向島タズノ鼻を
結んだ線（以下「A線」という。）との交点
ウ エと防府市佐波島東端を結んだ線とA線との交点
エ 防府市大字西浦地蔵鼻南端に設置した標柱

【別記21】

- 次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点ア 山口市大海灯台と同市小浜灯台とを結んだ線の延長線（以下「A線」という。）と同市小
浜山頂上と防府市西浦灯台とを結んだ線（以下「B線」という。）との交点
点イ 防府市大道干拓南端と同市佐波島西端とを結んだ線（以下「C線」という。）とB線との
交点
点ウ C線と山口市小浜山頂上と防府市大字西浦地蔵鼻南端に設置した標柱とを結んだ線（以
下「D線」という。）との交点
点エ A線とD線との交点

【別記22】

- 次の各点A、イ、ロ、ハ、アを順次結んだ線によって囲まれた区域
- 基点A 山口市竹島東端に設置した標柱
点イ Aから90度2,000メートルの点
点ロ Aから135度2,828メートルの点
点ハ Aから180度2,000メートルの点

【別記23】

- 次のA線とB線によりはさまれた山口県内海。ただし、第2種共同漁業権設定区域を除く。
- A線 下松市と光市の最大高潮時海岸線における境界点から199度の線
B線 周南市と防府市の最大高潮時海岸線における境界点から180度の線

【別記24】

山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、【別記54】、【別記52】、【別記50】
及び【別記39】並びに別記①に掲げる区域はこの限りではない。

別記①

【別記37】の区域のうち、次のA、イ、Cを順次結んだ線、CからDに至る最大高潮時海岸線、
DとEを結んだ線、EからFに至る最大高潮時海岸線及びFからGを見通した線を順次結んだ
線より東側の海域（通称「1号地区」、「2号地区」及び「4号地区」の海域）

- 基点A 周南市大字富田富田川河口右岸角
- 基点B 周南市大字富田富田川河口左岸角
- 基点C 周南市仙島洲鼻北東端
- 基点D 周南市黒髪島西貯水槽跡に設置した標柱
- 基点E 周南市大津島三ツ石地先松子に設置した標識
- 基点F 周南市大津島天狗岩南西端
- 基点G 周南市宮市子（高）
- 点イ AとBとを結んだ線の中央点

【別記25】【別記15】の区域のうち、次の①と②を結んだ線、②から③に至る最大高潮時海岸線及び③から④を見通した線を順次結んだ線より東側の海域

- 基点① 周南市大字櫛ヶ浜南堀川橋北岸
- 基点② 周南市大字櫛ヶ浜南堀川橋南岸
- 基点③ 周南市大字大島黒岩南西端
- 基点④ 周南市下コウズ瀬

【別記26】

【別記15】の区域のうち、次の①、⑦、③を順次結んだ線、③から④に至る最大高潮時海岸線、④と⑤を結んだ線、⑤から⑥に至る最大高潮時海岸線及び⑥から⑦を見通した線を順次結んだ線より東側の海域

- 基点① 周南市富田川河口右岸角
- 基点② 周南市富田川河口左岸角
- 基点③ 周南市仙島洲鼻北東端
- 基点④ 周南市黒髪島西貯水槽跡に設置した標柱
- 基点⑤ 周南市大津島三ツ石地先松子に設置した標識
- 基点⑥ 周南市大津島天狗岩南西端
- 基点⑦ 周南市宮市子（高）
- 点⑦ ①と②とを結んだ線の中央点

【別記27】

【別記15】の区域のうち、次の①と②とを順次結んだ線、②から③に至る最大高潮時海岸線及び③から④を見通した線を順次結んだ線と⑤、⑦、⑦を順次結んだ線、⑦から⑧に至る最大高潮時海岸線、⑧と⑨とを結んだ線、⑨から⑩に至る最大高潮時海岸線及び⑩から⑪を見通した線を順次結んだ線とによって挟まれた海域

- 基点① 周南市大字櫛ヶ浜南堀川橋北岸
- 基点② 周南市大字櫛ヶ浜南堀川橋南岸
- 基点③ 周南市大字大島黒岩南西端
- 基点④ 周南市下コウズ瀬
- 基点⑤ 周南市富田川河口右岸角

- 基点⑥ 周南市富田川河口左岸角
- 基点⑦ 周南市仙島洲鼻北東端
- 基点⑧ 周南市黒髪島西貯水槽跡に設置した標柱
- 基点⑨ 周南市大津島三ツ石地先松子に設置した標識
- 基点⑩ 周南市大津島天狗岩南西端
- 基点⑪ 周南市宮市子（高）
- 点⑦ ⑤と⑥とを結んだ線の中央点

【別記28】

【別記15】の区域のうち、次の①、⑦、③を順次結んだ線、③から⑤に至る最大高潮時海岸線、⑤と⑥とを結んだ線、⑥から⑦に至る最大高潮時海岸線及び⑦から⑧を見通した線を順次結んだ線より西側の海域及び基点③から④に至る南東に面した海岸線の最大高潮時海岸線から500m以内の海域

- 基点① 周南市富田川河口右岸角
- 基点② 周南市富田川河口左岸角
- 基点③ 周南市仙島洲鼻北東端
- 基点④ 周南市仙島南端
- 基点⑤ 周南市黒髪島西貯水槽跡に設置した標柱
- 基点⑥ 周南市大津島三ツ石地先松子に設置した標識
- 基点⑦ 周南市大津島天狗岩南西端
- 基点⑧ 周南市宮市子（高）
- 点⑦ ①と②とを結んだ線の中央点

【別記29】

次の点イ、ロ、ハ、ニ、ホを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
点イ 宇都市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点
点ロ 山口市深溝藤尾鼻東端と同市秋穂二島幸崎西端とを結んだ線の中央点から183度の線(以下「A線」という。)と点イから109度30分の線との交点
点ハ A線と山口市竹島南端と宇都市亀ヶ瀬灯標とを結んだ線(以下「B線」という。)との交点
点ニ 点ホから163度の線とB線との交点
点ホ 宇都市旧東岐波村と同市旧西岐波村の最大高潮時海岸線における境界点

【別記30】

次の点イ、ロ、ハ、ニを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
点イ 宇都市旧東岐波村と同市旧西岐波村の最大高潮時海岸線における境界点
点ロ 点イから163度の線と山口市竹島南端と宇都市亀ヶ瀬灯標とを結んだ線(以下「A線」という。)との交点
点ハ 点ニから大分県駅館川河口左岸三角点を見通した線とA線との交点

点二 宇部市旧西岐波村と旧宇部市の最大高潮時海岸線における境界点

【別記3 1】

次の点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点イ 宇部市旧西岐波村と旧宇部市の最大高潮時海岸線における境界点

点ロ 点イから大分県駅館川河口左岸三角点を見通した線と山口市竹島南端と点ハとを結んだ線との交点

点ハ 宇部市亀ヶ瀬灯標

点ニ 宇部市周防灘北航路第一号灯浮標と北九州市戸ノ上山頂上とを結んだ線（以下「A線」という。）と点ハと宇部市本山灯標とを結んだ線との交点

点ホ A線と宇部市厚東川川尻西端と同市本山灯標とを結んだ線（以下「B線」という。）との交点

点ヘ 山陽小野田市沖ノ瀬灯浮標と点ハとを結んだ線（以下「C線」という。）とB線との交点

点ト C線と点チから192度30分の線との交点

点チ 宇部市西沖ノ山埋立地南岸護岸中央点

【別記3 2】

【別記41】の区域のうち次に掲げるA線以東、B線以南、C線以西の区域

A線： 防府市大字西浦地蔵鼻南端に設置した標柱と同市佐波島灯台を結んだ線

B線： 防府市大字西浦地蔵鼻南端に設置した標柱と同市黒瀬を結んだ線

C線： 防府市黒瀬から180度に引いた線

【別記3 3】

【別記44】の区域のうち次に掲げるA線以南、B線以南、C線以北の区域

A線 宇部市大字東岐波立石灯台と山口市秋穂二島岩屋ノ鼻灯台を結んだ線

B線 山口市秋穂二島岩屋旧三輪石材桟橋と同市秋穂花香千石岩南端を結んだ線

C線 次に掲げる基点A、B、Cを順次結んだ線

基点A 宇部市草江亀ヶ瀬灯標

基点B 山口市秋穂竹島南端

基点C 防府市向島タズノ鼻南端

【別記3 4】

【別記51】の区域のうち次に掲げるA線以東、B線以北の区域及び【別記46】の区域

A線 床波港防波堤灯台と周防灘航路第1号灯浮標を結んだ線

B線 宇部市草江亀ヶ瀬灯標と山口市秋穂竹島南端を結んだ線

【別記3 5】

【別記53】、【別記51】、【別記50】の区域のうち次に掲げるA線以西、B線以北の区域

- A線 床波港防波堤灯台と周防灘航路第1号灯浮標を結んだ線
B線 関門航路第4号灯浮標と周防灘航路第1号灯浮標を結んだ線

【別記36】

【別記58】の区域のうち、下関市と山陽小野田市との最大高潮時海岸線における境界点から180度の線以東の区域

【別記37】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、Jの各点を順次結んだ線及びKとLを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次のM、ホ、ヘ、ト、Rの各点を順次結んだ線及びSとTを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

点の位置

基点A 防府市と周南市との最大高潮時海岸線における境界点

基点B リ 野島天石鼻西端

基点C 周南市馬島金ヶ崎南端

基点D 防府市向島タズノ鼻南端

基点E リ 沖島洲崎東端

基点F 周南市岩島南端

基点G 大分県東国東郡姫島村姫島東端

基点H 防府市野島定兼鼻南端

基点I 光市牛島黒岳南端

基点J リ 大字浅江字懸山周南流域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱

基点K 下松市大字末武中荒神大橋右岸南角

基点L リ リ 荒神大橋左岸南角

基点M 周南市新宮町出光興産株式会社徳山製油所西桟橋九号埋立地南西端

基点N リ 蛇島西端

基点O リ 新宮町出光興産株式会社徳山製油所石油タンク東端とPとを結んだ線と護岸との交点に設置した標識

基点P リ 細島東端

基点Q リ 樺島南端

基点R リ 大字大島漁人鼻西端

基点S リ 大字櫛ヶ浜南堀川橋南岸

基点T リ リ 南堀川橋北岸

点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点

点ロ CとGとを結んだ線とEとFとを結んだ線との交点

点ハ CとGとを結んだ線とHとIとを結んだ線との交点

点ニ HとIとを結んだ線とJから199度の線との交点

点ホ MとNを結んだ線上Mから254メートルの点

点へ OとPを結んだ線上Oから476メートルの点
点ト QとRを結んだ線とOとPとを結んだ線との交点

〈備考〉 共第73号の区域

【別記38】

削除

【別記39】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（次のNを中心とした半径800メートルの円周によって囲まれた区域を除く。）

点の位置

基点A 山口市深溝藤尾鼻東端

基点B リ 秋穂二島幸崎西端

基点C 防府市向島牛ヶ頸南端

基点D 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

基点E リ 大字沖宇部芝中沖埋立地ー10.0メートル岸壁西端から西へ120メートル
の点に設置した標識

基点F 福岡県と大分県との境界（山国川河口中央点）

基点G 防府市野島定兼鼻南端

基点H リ と周南市との最大高潮時海岸線における境界点

基点I リ 野島天石鼻西端

基点J リ 向島タズノ鼻南端

基点K 周南市馬島金ヶ崎南西端

基点L リ 大津島丸山鼻北端

基点M 防府市大字西浦地蔵鼻南端に設置した標柱

基点N リ 佐波島頂上

点イ AとBとを結んだ線の中央点から183度の線とCとDとを結んだ線との交点

点ロ AとBとを結んだ線の中央点から183度の線とEとFとを結んだ線の中央点とGと
を結んだ線との交点

点ハ Gから255度2,700メートルの点

点ニ HとIとを結んだ線とJとKとを結んだ線との交点

点ホ HとIとを結んだ線とJとLとを結んだ線との交点

点ヘ Jから180度1,000メートルの点

点ト CとDとを結んだ線とMとNとを結んだ線との交点

〈備考〉 共第71号の区域

【別記40】

次のAを中心とした半径800メートルの円周によって囲まれた区域

点の位置

基点A 防府市佐波島頂上

〈備考〉 共第70号の区域

【別記41】

次のA、イ、ロ、ハ、Fの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次のニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ニの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。）

点の位置

基点A 防府市大字西浦地蔵鼻南端に設置した標柱

基点B リ 佐波島頂上

基点C リ 向島牛ヶ頸南端

基点D 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

基点E 防府市向島タズノ鼻南端

基点F リ と周南市との最大高潮時海岸線における境界点

基点G リ 野島天石鼻西端

基点H 周南市大津島丸山鼻北端

基点I 防府市大字浜方字大浜二ノ木473の12番地南西端

点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点

点ロ Eから180度1,000メートルの点

点ハ FとGとを結んだ線とEとHとを結んだ線との交点

点ニ Iから81度220メートルの点

点ホ Iから155度430メートルの点

点ヘ Iから208度1,900メートルの点

点ト Iから200度1,890メートルの点

点チ Iから145度670メートルの点

点リ Iから110度800メートルの点

点ヌ Iから96度950メートルの点

点ル Iから72度830メートルの点

点ヲ Iから70度760メートルの点

〈備考〉 共第69号の区域

【別記42】

次のA、イ、ロ、Dの各点を順次結んだ線、FとGとを結んだ線及びHとIとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 山口市秋穂東日地山と同市秋穂東小浜山との最大高潮時海岸線における境界に設置した標識

基点B 防府市向島牛ヶ頸南端

基点C 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

基点D 防府市大字西浦地蔵鼻南端に設置した標柱

基点E リ 佐波島頂上

基点F リ 大字台道横曽根川鉄橋右岸南角

基点G リ 横曽根川鉄橋左岸南角

基点H リ 大字佐野佐波川鉄橋右岸南角

基点I リ 大字植松佐波川鉄橋左岸南角

点イ Aから180度の線とBとCとを結んだ線との交点

点ロ DとEとを結んだ線とBとCとを結んだ線との交点

〈備考〉 共第68号の区域

【別記43】

次のA、イ、ロ、ハ、Dの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置

基点A 山口市秋穂東秋穂漁港筈倉護岸B南西端に設置した標識

基点B 防府市向島牛ヶ頸南端

基点C 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

基点D 山口市秋穂東日地山と同市秋穂東小浜山との最大高潮時海岸線における境界に設置
した標識

点イ Aから270度300メートルの点

点ロ イから180度の線とBとCとを結んだ線との交点

点ハ Dから180度の線とBとCとを結んだ線との交点

〈備考〉 共第63号の区域

【別記44】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域

点の位置

基点A 山口市秋穂二島幸崎西端

基点B リ 深溝藤尾鼻東端

基点C 防府市向島牛ヶ頸南端

基点D 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

基点E 山口市秋穂東秋穂漁港筈倉護岸B南西端

点イ AとBとを結んだ線の中央点

点ロ イから183度の線とCとDとを結んだ線との交点

点ハ ニから180度の線とCとDとを結んだ線との交点

点ニ Eから270度300メートルの点

【別記45】

次のA、イ、ロ、ハ、Dの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点A 山口市秋穂西有限会社N N Y護岸南端
基点B 防府市向島牛ヶ頸南端
基点C 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端
基点D 山口市秋穂東秋穂漁港筈倉護岸B南西端に設置した標識
点イ Aから186度の線とBとCとを結んだ線との交点
点ロ ハから180度の線とBとCとを結んだ線との交点
点ハ Dから270度300メートルの点

【別記46】

次のE、イ、ロ、ハ、Eの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- 基点A 宇部市大字東岐波月崎南端
基点B 山口市竹島南西端
基点C リ 深溝藤尾鼻東端
基点D リ 秋穂二島幸崎西端
基点E 宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点
点イ AとBとを結んだ線上Aから1, 300メートルの点
点ロ CとDとを結んだ線の中央点から183度の線とAとBとを結んだ線との交点
点ハ CとDとを結んだ線の中央点から183度の線とEから109度30分の線との交点

【別記47】

次のA、イ、ロ、ハ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- 基点A 山口市深溝藤尾鼻東端
基点B リ 阿知須阿知須干拓北東端
基点C リ 秋穂二島幸崎西端
基点D リ リ 幸崎干拓西堤防南端
点イ AとBとを結んだ線の中央点
点ロ AとCとを結んだ線の中央点から183度の線とイとDとを結んだ線との交点
点ハ AとCとを結んだ線の中央点

【別記48】

次のA、イ、ロ、ハ、Bの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点A 宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点
基点B 山口市深溝藤尾鼻東端
基点C リ 秋穂二島幸崎西端
基点D リ リ 幸崎干拓西堤防南端

基点E リ 阿知須阿知須干拓北東端

点イ Aから109度30分の線とBとCとを結んだ線の中央点から183度の線との交点

点ロ ハとDとを結んだ線とBとCとを結んだ線の中央点から183度の線との交点

点ハ BとEとを結んだ線の中央点

【別記49】

次のAとBとを結んだ線、E、C、Dの各点を順次結んだ線及びFとGとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 山口市深溝藤尾鼻東端

基点B リ 秋穂二島幸崎西端

基点C リ 嘉川百間橋右岸南角から護岸沿いに下流85メートルの点に設置した標識

基点D リ 名田島新開作百間橋左岸南角

基点E Cから270度の線と山口市嘉川千見折川右岸との交点に設置した標識

基点F 山口市名田島開作旧堤防東角に設置した標識

基点G リ 秋穂二島上田開作旧堤防基部に設置した標識

【別記50】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（次のトを中心とした半径80メートルの円周によって囲まれた区域を除く。）

点の位置

基点A 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ1,080メートルの点に設置した標柱

基点B リ 大字沖宇部芝中沖埋立地－10.0メートル岸壁西端から西へ120メートルの点に設置した標識

基点C 福岡県と大分県との境界（山国川河口中央点）

基点D 山口市深溝藤尾鼻東端

基点E リ 秋穂二島幸崎西端

基点F 防府市野島定兼鼻南端

基点G 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

基点H 防府市向島牛ヶ頸南端

基点I 宇部市龜浦4丁目に設置した標柱

点イ Aから180度4,400メートルの点

点ロ BとCとを結んだ線の中央点

点ハ DとEとを結んだ線の中央点から183度の線とロとFとを結んだ線との交点

点ニ DとEとを結んだ線の中央点から183度の線とGとHとを結んだ線との交点

点ホ Iから180度6,000メートルの点

点ヘ BとCとを結んだ線上Bから6,500メートルの点

点ト 北緯33度49分45秒東経131度13分（日本測地系による位置）の点（北緯33度49分56.798秒東経131度12分51.353秒（世界測地系による位置）の

点)

〈備考〉 共第59号の区域

【別記51】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、Kの各点を順次結んだ線、LとMとを結んだ線及びNとOとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次のト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、Dの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

点の位置

基点A 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ1,080メートルの点に設置した標柱

基点B リ 大字沖宇部芝中沖埋立地－10.0メートル岸壁西端から西へ120メートルの点に設置した標識

基点C 福岡県と大分県との境界（山国川河口中央点）

基点D 宇部市亀浦4丁目に設置した標柱

基点E 山口市深溝藤尾鼻東端

基点F リ 秋穂二島幸崎西端

基点G 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

基点H 防府市向島牛ヶ頸南端

基点I 宇部市大字東岐波月崎南端

基点J 山口市竹島南西端

基点K 宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点

基点L リ 厚東川宇部線鉄橋右岸南角

基点M リ 厚東川宇部線鉄橋左岸南角

基点N リ 真締川宇部線鉄橋右岸南角

基点O リ 真締川宇部線鉄橋左岸南角

基点P リ 大字沖宇部東見初埋立地護岸南東端

基点Q リ 宇部岬漁港旧防波堤灯台跡に設置した標識

点イ Aから180度4,400メートルの点

点ロ BとCとを結んだ線上Bから6,500メートルの点

点ハ Dから180度6,000メートルの点

点ニ EとFとを結んだ線の中央点から183度の線とGとHとを結んだ線との交点

点ホ EとFとを結んだ線の中央点から183度の線とIとJとを結んだ線との交点

点ヘ IとJとを結んだ線上Iから1,300メートルの点

点ト Pから111度388メートルの点

点チ Pから110度470メートルの点

点リ Pから123度30分485メートルの点

点ヌ Pから197度590メートルの点

点ル Pから194度20分620メートルの点

点ヲ Pから129度40分505メートルの点

点ワ Pから136度30分535メートルの点
点カ Qから125度525メートルの点
点ヨ Qから120度20分535メートルの点
点タ Qから115度30分630メートルの点
点レ Qから93度45分815メートルの点
点ゾ Qから86度1, 065メートルの点
点ツ Qから88度1, 035メートルの点
点ネ Qから90度15分1, 090メートルの点
点ナ Qから82度30分1, 235メートルの点
点ラ Dから126度30分475メートルの点
点ム Dから118度20分350メートルの点
点ウ Dから135度40分140メートルの点

〈備考〉 共第58号の区域

【別記52】

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識
基点B 福岡県行橋市蓑島山頂上
基点C 宇部市大字沖宇部芝中沖埋立地ー10. 0メートル岸壁西端から西へ120メートル
の点に設置した標識
基点D 福岡県と大分県との境界（山国川河口中央点）
基点E 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ1, 080メートルの点に設置した標柱
点イ AとBとを結んだ線上Aから5, 000メートルの点
点ロ AとBとを結んだ線の中央点
点ハ CとDとを結んだ線の中央点
点ニ Eから180度4, 400メートルの点

〈備考〉 共第57号の区域

【別記53】

次のA、イ、ロ、Cの各点を順次結んだ線及びD、ハ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時
海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識
基点B 福岡県行橋市蓑島山頂上
基点C 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ1, 080メートルの点に設置した標柱
基点D 山陽小野田市大字小野田本山岬本山觀音前に設置した標柱
基点E リ 西沖干拓護岸西端屈曲部から東へ121メートルの点に設置した
標識

点イ AとBとを結んだ線上Aから5, 000メートルの点

点ロ Cから180度4, 400メートルの点

点ハ Dから94度455メートルの点

〈備考〉 共第56号の区域

【別記54】

次のイ、ロ、ハ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識

基点B 北九州市門司区網の鼻東端

基点C 福岡県行橋市蓑島山頂上

点イ AとBとを結んだ線の中央点

点ロ AとCとを結んだ線の中央点

点ハ AとCとを結んだ線上Aから5, 000メートルの点

〈備考〉 共第55号の区域

【別記55】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、Gの各点を順次結んだ線、JとKとを結んだ線、LとMとを結んだ線及びNとOとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次のト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ゾ、トの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。)

点の位置

基点A 下関市壇之浦町火の山下潮流信号所信号機基部

基点B 北九州市門司区門司崎灯台基部

基点C 下関市長府宮崎町串崎東端に設置した標識

基点D リ 満珠島灯台基部

基点E 北九州市門司区部崎灯台基部

基点F 山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻に設置した標柱

基点G リ 大字小野田本山岬南端に設置した標識

基点H 北九州市門司区網の鼻東端

基点I 福岡県行橋市蓑島山頂上

基点J 下関市小月京泊豊厚橋右岸北角

基点K リ 王喜本町4丁目豊厚橋左岸北角

基点L 山陽小野田市大字郡厚狭川橋右岸南角

基点M リ 大字西高泊厚狭川橋左岸南角

基点N リ 大字小野田小野田橋右岸南角

基点O リ リ 小野田橋左岸南角

基点P 下関市長府港町三号埋立地護岸東端

基点Q リ リ 中国電力株式会社下関火力発電所護岸東端

- 点イ AとBとを結んだ線上最大高潮時における海面の中央点
点ロ Cから173度1, 530メートルの点
点ハ DとEとを結んだ線の中央点
点ニ EとFとを結んだ線の中央点
点ホ GとHとを結んだ線の中央点
点ヘ GとIとを結んだ線上Gから5, 000メートルの点
点ト Pから125度2, 030メートルの点
点チ Pから125度2, 100メートルの点
点リ Qから111度50分1, 300メートルの点
点ヌ Qから113度40分1, 300メートルの点
点ル Qから115度1, 295メートルの点
点ヲ Qから115度35分1, 280メートルの点
点ワ Qから120度10分1, 315メートルの点
点カ Qから120度40分1, 290メートルの点
点ヨ Qから119度30分1, 290メートルの点
点タ Qから115度35分1, 260メートルの点
点レ Qから114度15分1, 230メートルの点
点ゾ Qから112度45分1, 225メートルの点
-

〈備考〉 共第54号の区域

【別記56】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ゾ、ツ、ネ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（次のナ、ラ、ム、ウ、ナの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。）

点の位置

- 基点A 下関市長府宮崎町串崎東端に設置した標識
基点B リ 満珠島灯台基部
基点C 北九州市門司区部崎灯台基部
基点D 山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻に設置した標柱
基点E リ 大字小野田本山岬南端に設置した標識
基点F 北九州市門司区網の鼻東端
基点G 福岡県行橋市蓑島山頂上
基点H 山陽小野田市大字小野田竜王山頂上
基点I 北九州市門司区鶴ノ瀬鼻南端
基点J 下関市大字形山青山頂上
基点K 山陽小野田市大字小野田有帆川河口左岸西角から護岸沿いに南東へ400メートルの点に設置した標識
基点L 北九州市門司区戸ノ上山頂上
基点M リ リ 津村島北端

基点N 山陽小野田市大字津布田字一の桂ヶ迫 601番地に設置した標柱（海保11号）
基点O リ 大字埴生埴生干拓護岸南東端
基点P 下関市工領開作王喜漁港護岸南東端に設置した標識
基点Q リ 松屋本町3丁目海上自衛隊小月航空基地護岸南西端に設置した標識
基点R リ 亀浜町と同市ゆめタウンとの護岸上の境界に設置した標識
基点S リ 長府港町三号埋立地護岸東端
基点T リ リ 中国電力株式会社下関火力発電所護岸東端
基点U リ 満珠島北端
基点V リ 長府扇町四号埋立地護岸東端
基点W リ 長府港町中国電力株式会社下関火力発電所護岸南端
点イ Aから173度1, 530メートルの点
点ロ BとCとを結んだ線の中央点
点ハ CとDとを結んだ線の中央点
点ニ EとFとを結んだ線の中央点
点ホ EとGとを結んだ線上Eから5, 000メートルの点
点ヘ EとGとを結んだ線上Eから2, 000メートルの点
点ト HとIとを結んだ線とEとJとを結んだ線との交点
点チ KとLとを結んだ線上Kから2, 000メートルの点
点リ DとMとを結んだ線上Dから2, 000メートルの点
点ヌ NとCとを結んだ線上Nから2, 000メートルの点
点ル OとCとを結んだ線上Oから2, 000メートルの点
点ヲ Pから178度2, 000メートルの点
点ワ Qから182度2, 250メートルの点
点カ Rから137度30分2, 000メートルの点
点ヨ Sから125度2, 100メートルの点
点タ Tから111度50分1, 300メートルの点
点レ Tから113度40分1, 300メートルの点
点ソ Tから115度1, 295メートルの点
点ツ Tから115度35分1, 280メートルの点
点ネ Tから120度10分1, 315メートルの点
点ナ BとCとを結んだ線上Bから200メートルの点
点ラ Uから97度500メートルの点
点ム UとVとを結んだ線上Uから100メートルの点
点ウ BとWとを結んだ線上Bから400メートルの点

〈備考〉 共第53号の区域

【別記57】

次のA、イ、ロ、ハ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置

基点A 山陽小野田市大字小野田有帆川河口左岸西角から護岸沿いに南東へ400メートルの点に設置した標識

基点B 北九州市門司区戸ノ上山頂上

基点C 山陽小野田市大字小野田竜王山頂上

基点D 北九州市門司区鶴ノ瀬鼻南端

基点E 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識

基点F 下関市大字形山青山頂上

基点G 福岡県行橋市蓑島山頂上

点イ AとBとを結んだ線上Aから2,000メートルの点

点ロ CとDとを結んだ線とEとFとを結んだ線との交点

点ハ EとGとを結んだ線上Eから2,000メートルの点

〈備考〉 共第52号の区域

【別記58】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、Fの各点を順次結んだ線及びGとHとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市亀浜町と同市ゆめタウンとの護岸上の境界に設置した標識

基点B リ 松屋本町3丁目海上自衛隊小月航空基地護岸南西端に設置した標識

基点C リ 工領開作王喜漁港護岸南東端に設置した標識

基点D 山陽小野田市大字埴生埴生干拓護岸南東端

基点E 北九州市門司区部埼灯台基部

基点F 山陽小野田市大字津布田字一の桂ヶ迫601番地に設置した標柱（海保11号）

基点G 下関市小月京泊豊厚橋右岸北角

基点H リ 王喜本町4丁目豊厚橋左岸北角

点イ Aから137度30分2,000メートルの点

点ロ Bから182度2,250メートルの点

点ハ Cから178度2,000メートルの点

点ニ DとEとを結んだ線上Dから2,000メートルの点

点ホ EとFとを結んだ線上Fから2,000メートルの点

〈備考〉 共第49号の区域

【別記59】

次のア、イ、ウ、エ、オ、アを順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A 防府市向島翁崎と防府市牟礼大字江泊旧三田尻灯台基部とを結んだ線の中央点

点ア Aと防府市野島西端とを結んだ線と同市向島赤崎と同市大字富海八崎岬とを結んだ線
(以下「A線」という。)との交点

イ 防府市大字富海長州岩と同市大字牟礼江泊山山頂を結んだ線とA線との交点

ウ 防府市大字富海長州岩

- エ ウの点と防府市野島西端とを結んだ線と周南市大津島丸山鼻北端と防府市向島赤崎とを結んだ線（以下「B線」という。）との交点
オ アの点と防府市野島西端とを結んだ線とB線との交点

【別記60】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ジを順次結んだ線、KとLとを結んだ線及びYとZとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点A 防府市と周南市との最大高潮時海岸線における境界点
基点B 防府市野島天石鼻西端
基点C 周南市馬島金ヶ崎南端
基点D 防府市向島タズノ鼻南端
基点E 防府市沖島洲崎東端
基点F 周南市大字船島岩島南端
基点G 大分県東国東郡姫島村姫島東端
基点H 防府市野島翁多鼻南端
基点I 光市牛島黒岳南端
基点J 光市大字浅江字懸山周南流域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱
基点K 下松市大字末武中荒神大橋右岸南角
基点L 下松市大字末武中荒神大橋左岸南角
基点Y 周南市大字櫛ヶ浜南堀川橋南岸
基点Z 周南市大字櫛ヶ浜南堀川橋北岸
点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点
点ロ CとGとを結んだ線とEとFとを結んだ線との交点
点ハ CとGとを結んだ線とHとIとを結んだ線との交点
点ニ HとIとを結んだ線とJから199度の線との交点

【別記61】

次のA、イ、ロ、ハ、Fの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置

- 基点A 防府市大字西浦地蔵鼻南端に設置した標柱
基点B リ 佐波島頂上
基点C リ 向島牛ヶ頸南端
基点D 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端
基点E 防府市向島タズノ鼻南端
基点F リ と周南市との最大高潮時海岸線における境界点
基点G リ 野島天石鼻西端
基点H 周南市大津島丸山鼻北端
点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点

- 点ロ Eから180度1, 000メートルの点
点ハ FとGとを結んだ線とEとHとを結んだ線との交点

【別記6 2】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、Kの各点を順次結んだ線、LとMとを結んだ線及びNとOとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ1, 080メートルの点に設置した標柱
基点B リ 大字沖宇部芝中沖埋立地－10. 0メートル岸壁西端から西へ120メートル

の点に設置した標識

基点C 福岡県と大分県との境界（山国川河口中央点）

基点D 宇部市亀浦4丁目に設置した標柱

基点E 山口市深溝藤尾鼻東端

基点F リ 秋穂二島幸崎西端

基点G 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

基点H 防府市向島牛ヶ頸南端

基点I 宇部市大字東岐波月崎南端

基点J 山口市竹島南西端

基点K 宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点

基点L リ 厚東川宇部線鉄橋右岸南角

基点M リ 厚東川宇部線鉄橋左岸南角

基点N リ 真締川宇部線鉄橋右岸南角

基点O リ 真締川宇部線鉄橋左岸南角

点イ Aから180度4, 400メートルの点

点ロ BとCとを結んだ線上Bから6, 500メートルの点

点ハ Dから180度6, 000メートルの点

点ニ EとFとを結んだ線の中央点から183度の線とGとHとを結んだ線との交点

点ホ EとFとを結んだ線の中央点から183度の線とIとJとを結んだ線との交点

点ヘ IとJとを結んだ線上Iから1, 300メートルの点

【別記6 3】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、Jの各点を順次結んだ線、KとLとを結んだ線及びMとNとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識

B 福岡県行橋市蓑島山頂上

C 宇部市大字沖宇部芝中沖埋立地－10. 0メートル岸壁西端から西へ120メートルの点に設置した標識

D 福岡県と大分県との境界（山国川河口中央点）

E 山口市深溝藤尾鼻東端

- F ハ 秋穂二島幸崎西端
 G 防府市野島定兼鼻南端
 H 宇部市大字東岐波月崎南端
 I 山口市竹島南西端
 J 宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点
 K 宇部市厚東川宇部線鉄橋右岸南角
 L ハ 厚東川宇部線鉄橋左岸南角
 M ハ 真締川宇部線鉄橋右岸南角
 N ハ 真締川宇部線鉄橋左岸南角
 イ AとBとを結んだ線の中央点
 ロ CとDとを結んだ線の中央点
 ハ EとFとを結んだ線の中央点から183度の線とロとGとを結んだ線との交点
 ニ EとFとを結んだ線の中央点から183度の線とHとIとを結んだ線との交点
 ホ HとIとを結んだ線上Hから1,300メートルの点

【別記64】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ゾ、ツ、ネ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（次のナ、ラ、ム、ウ、ナの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。）

点の位置

- 基点A 下関市長府宮崎町串崎東端に設置した標識
 基点B ハ 満珠島灯台基部
 基点C 北九州市門司区部埼灯台基部
 基点D 山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻に設置した標柱
 基点E ハ 大字小野田本山岬南端に設置した標識
 基点F 北九州市門司区網の鼻東端
 基点G 福岡県行橋市蓑島山頂上
 基点H 山陽小野田市大字小野田竜王山頂上
 基点I 北九州市門司区鵜ノ瀬鼻南端
 基点J 下関市大字形山青山頂上
 基点K 山陽小野田市大字小野田有帆川河口左岸西角から護岸沿いに南東へ400メートル
 の点に設置した標識
 基点L 北九州市門司区戸ノ上山頂上
 基点M ハ ハ 津村島北端
 基点N 山陽小野田市大字津布田字一の桂ヶ迫601番地に設置した標柱（海保11号）
 基点O ハ 大字埴生埴生千拓護岸南東端
 基点P 下関市工領開作王喜漁港護岸南東端に設置した標識
 基点Q ハ 松屋本町3丁目海上自衛隊小月航空基地護岸南西端に設置した標識
 基点R ハ 亀浜町と同市ゆめタウンとの護岸上の境界に設置した標識

基点S リ 長府港町三号埋立地護岸東端
基点T リ リ 中国電力株式会社下関火力発電所護岸東端
基点U リ 満珠島北端
基点V リ 長府扇町四号埋立地護岸東端
基点W リ 長府港町中国電力株式会社下関火力発電所護岸南端
点イ Aから173度1, 530メートルの点
点ロ BとCとを結んだ線の中央点
点ハ CとDとを結んだ線の中央点
点ニ EとFとを結んだ線の中央点
点ホ EとGとを結んだ線上Eから5, 000メートルの点
点ヘ EとGとを結んだ線上Eから2, 000メートルの点
点ト HとIとを結んだ線とEとJとを結んだ線との交点
点チ KとLとを結んだ線上Kから2, 000メートルの点
点リ DとMとを結んだ線上Dから2, 000メートルの点
点ヌ NとCとを結んだ線上Nから2, 000メートルの点
点ル OとCとを結んだ線上Oから2, 000メートルの点
点ヲ Pから178度2, 000メートルの点
点ワ Qから182度2, 250メートルの点
点カ Rから137度30分2, 000メートルの点
点ヨ Sから125度2, 030メートルの点
点タ Tから112度45分1, 225メートルの点
点レ Tから114度15分1, 230メートルの点
点ゾ Tから115度35分1, 260メートルの点
点ツ Tから119度30分1, 290メートルの点
点ネ Tから120度40分1, 290メートルの点
点ナ BとCとを結んだ線上Bから200メートルの点
点ラ Uから97度500メートルの点
点ム UとVとを結んだ線上Uから100メートルの点
点ウ BとWとを結んだ線上Bから400メートルの点

【別記65】

山陽小野田市厚狭川工業用水潮止堰下流端から同市下迫橋上流端までの厚狭川

※方位については、特に定めのない場合は真方位とする。

※共同漁業権番号については、令和6年1月1日付けで免許された免許番号による。